

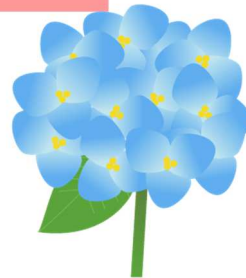
ハイライト:

- ・インボイス(適格請求書)制度QAについて取り上げます。
- ・納付書送付廃止等が始まっています。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
インボイス 多く寄せられるご質問	1
国税庁の課税及び徴収 事務処理コストの削減・効 率化に関して	2

台風1号による強風、大雨の注意喚起がなされましたが、本来の台風シーズンはもっと先のはず。今年は台風の当たり年となるのか戦々恐々です。

第98号では、消費税のインボイス制度の最新QA等について取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

HP上の「お役立ち情報」も更新していますので、是非ご覧ください。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

インボイス 多く寄せられるご質問

令和5年10月からインボイス制度が開始となっていますが、まだまだ現場での混乱は続いているように感じます。国税庁HPで公表された「多く寄せられるご質問」更新版からお役に立ちそうなQAを取り上げます。

適格請求書発行事業者における課税事業者届出書の提出

Q 基準期間の課税売上高が1,000万円を超えていませんでしたが、適格請求書発行事業者の登録を受けています。このたび事業年度が終了し決算を締めたところ、終了した直近の事業年度での課税売上高が1,000万円を超えることが判明しました。この場合「消費税課税事業者届出書」の提出は必要ですか。

A 「消費税課税事業者届出書」は、課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円を超えることとなった場合等に提出することとされていますが、適格請求書発行事業者は、基準期間における課税売上高が1,000万円を超えるかどうか等にかかわらず、課税事業者となることから、適格請求書発行事業者の登録を受けている課税期間(登録日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間に限る。)については、「消費税課税事業者届出書」を提出しなくてかまいません。

なお、「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者においても、当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、その基準期間における課税売上高が1,000万円を超えるかどうかにかかわらず、課税事業者となることから、「消費税課税事業者届出書」は提出しなくてかまいません。



クレジットカードにより決済されるタクシーチケットに係る回収特例の適用

Q クレジットカード会社が発行しているタクシーチケットでは、タクシー事業者等が発行しているものとは異なり、クレジットカード利用明細書しか送られてこず、また、タクシーチケット自体取引先等に手交してい

ていることから、タクシーを利用した際に交付を受ける適格簡易請求書の保存をすることもできません。この場合、どのようにすれば仕入税額控除の適用を受けられますか。

Q、受領したクレジットカード利用明細書及び以下の資料に記載された内容等にもとづき、利用したタクシー事業者が適格請求書発行事業者であることが確認できる場合には、適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除きます。)が記載されている証票が使用の際に回収される取引として、**帳簿のみの保存により仕入税額控除の適用を受けることができます**(回収特例)。

- ・利用されたタクシー事業者のホームページ
- ・クレジットカード会社のホームページ等に掲載されている利用可能タクシー一覧

金融機関の入出金手数料や振込手数料

Q 金融機関の窓口又はオンラインで決済を行った際の**金融機関の入出金手数料や振込手数料**について、どのようにすれば仕入税額控除の適用を受けられますか。

A 金融機関の入出金サービスや振込サービスは、適格簡易請求書の交付対象になるものと解されますが、回数が多頻度にわたるなどの事情により、全ての入出金手数料及び振込手数料に係る適格簡易請求書の保存が困難なときは、金融機関ごとに発行を受けた**通帳や入出金明細等**と、**その金融機関における任意の一取引に係る適格簡易請求書を併せて保存**することで、仕入税額控除を行うことが可能です。

また、基準期間における課税売上高が1億円以下であるなど一定規模以下の事業者については、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置(少額特例)も設けられています。

なお、金融機関のATMによるものである場合、**3万円未満の取引**であれば自動サービス機により行われる取引として、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が可能です。

ホームページもご覧ください。お役立ち情報を更新しています！
<https://my-naka.com/>

国税庁の課税及び徴収事務処理コストの削減・効率化に関して

前回の季刊誌に同封してお知らせしていましたが、国税庁は令和6年5月以降に送付する分からe-Taxにより申告書を提出している法人に対し、納付書の事前送付を取りやめることを周知しています。

今回の3月決算の皆様は個別に伺ったところ、まだ1割ほどしか実際の取りやめは行われておらず、大半が従来通り送付されていました。

ただし、これからは本格的にスタートすると思われます。

現在事務所からは、納付書がお手元にない場合には、電子申告後に電子納税用のシートをお渡ししていますが、今後はダイレクト納付を利用した簡便な電子申告ソフトの対応も予定されていますので、引き続き情報をお伝えしていきます。

また、上記の納付書送付廃止に加え、令和7年1月からは、申告書等の控えへの收受日付印の押捺も廃止されます。正と控えを一緒に同封して税務署等へ送付しても、控えの返送対応は廃止となりますので、こちらも注意が必要です。「申告書等」とは、税務署等に提出する全ての文書をさしますので、届出書関係も含まれます。

今後も税務行政の変更点についてお知らせしてまいります。

6月から定額減税がスタートしています。!



税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp